

佐労発基 1025 第4号
産人第 1616 号
平成 30 年 10 月 25 日

佐賀県中小企業団体中央会
会長 内田 健 殿

佐賀労働局長



佐賀県産業労働部長



平成 30 年度過重労働解消キャンペーンに関する周知について（依頼）

長時間労働の削減や賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけでなく、長時間労働が生じている職場においては、人員の増員や業務量の見直しだけでなく、マネジメントの在り方及び企業文化や職場風土等を見直す、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要があります。

本年 7 月 6 日には、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）が公布されました。また、同月 24 日には、変更された新たな「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、長時間労働の削減に向けた取組の徹底や過重労働による健康障害の防止対策等が項立てされるとともに、勤務間インターバル制度の周知や導入に関する数値目標等が盛り込まれたところです。

そのため、今年度も昨年に引き続き、長時間労働の削減をはじめとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、10 月を「年次有給休暇取得促進期間」、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

佐賀県内においてもこうした課題に対応するため、平成 30 年 10 月 11 日に「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」を開催し、働き方改革の取組を進めるに当たっての課題解決に向けた認識を共有し、広く県内の中小企業・小規模事業者等が人材確保や生産性向上等へと繋がる働き方改革の取組を進めていくことができるよう、相互に連携して支援に努め、県内企業の魅力ある職場づくりを推進するため、構成団体による「佐賀県魅力ある職場づくり推進会議」共同メッセージ（別添）を承認したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、構成団体の一員として、標記キャンペーンの趣旨を御理解いただき、周知啓発に御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。